

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）抜粋

（占用料の徴収）

第 39 条

- 2 前項の規定による占用料の額及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあつては、政令）で定める。但し、条例で定める場合においては、第三十五条に規定する事業及び全国にわたる事業で政令で定めるものに係るものについては、政令で定める基準の範囲をこえてはならない。

横浜市道路占用料条例（昭和 32 年 3 月 30 日横浜市条例第 9 号）抜粋

（占用料の減免及び返還）

第 6 条 市長は、占用が次の各号の一に該当すると認めたときは、占用者の申請により占用料の一部又は全部を免除することができる。

- （1） 法第 39 条第 2 項ただし書に規定する事業及び地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 6 条に規定する事業を行うため占用するもの。
- （2） 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設及び鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設
- （3） 公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）による選挙運動のために使用する立札、看板その他の物件
- （4） 街灯、公共の用に供する通路及び駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）第 17 条第 1 項に規定する都市計画として決定された路外駐車場
- （5） 前各号のほか市長が特に必要であると認めるもの。